

水道料金の適正化の諮問について 答申がありました

東浦町水道事業及び下水道事業審議会会長から町長へ水道料金の適正化について、答申がありました。

- と き 2026年3月17日(火曜日)
- ところ 東浦町役場本庁舎3階 合同委員会室
- 参加者 ・東浦町水道事業及び下水道事業審議会
会長 千頭 聡(ちかみ さとし)氏 ほか委員7名
・東浦町長 日高 輝夫

●内 容

東浦町水道事業は、事業開始以来、町の発展にあわせて事業を拡張し、安定的な水道水の供給に努めてきました。しかし、近年では節水機器の普及等による収益の減少や県営水道の料金改定、さらには耐震化の必要性などにより経営が圧迫され、水道料金の見直しが避けられない状況となっています。

こうした背景を受けて、水道施設の老朽化対策や耐震化を進めつつ、将来にわたり継続的に安定して水道水を供給できる体制を整えるため、2026年度中の水道料金改定が妥当であるとの答申がされました。

●平均改定率

26.78%

●水道料金体系

(1か月あたり・税抜き)

基本料金			水量料金(1m ³ につき)		
メーター口径	現行料金	新料金	使用水量	現行料金	新料金
13mm	390円	700円	1~10m ³	60円	79円
20mm	390円	700円	11m ³ ~20m ³	126円	145円
25mm	1,800円	3,250円	21m ³ ~30m ³	163円	182円
40mm	5,500円	9,900円	31m ³ ~50m ³	192円	211円
50mm	8,200円	14,800円	51m ³ 以上	221円	240円
75mm	20,500円	36,900円	臨時給水用	282円	301円
100mm	35,000円	63,000円			
150mm	73,500円	132,300円			

■問い合わせ

東浦町水道サービス課 ☎0562-83-3111(内線251) 担当：新美